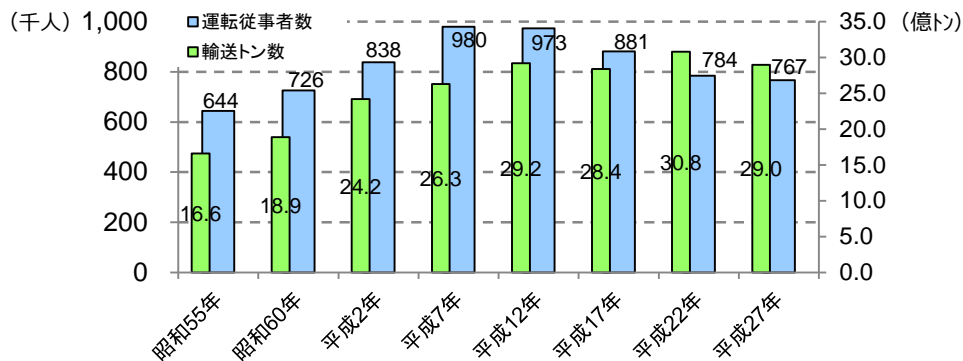


トラック業界の課題と今後の対策について

トラック運転者はピーク時より減少

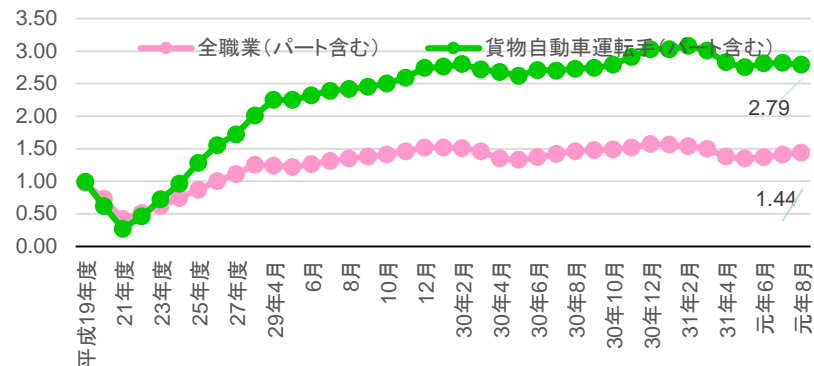
＜道路貨物運送業における自動車運転従事者数及び輸送量の推移＞



(出典) 国勢調査等を基に作成

トラック運転者の有効求人倍率は2.79倍

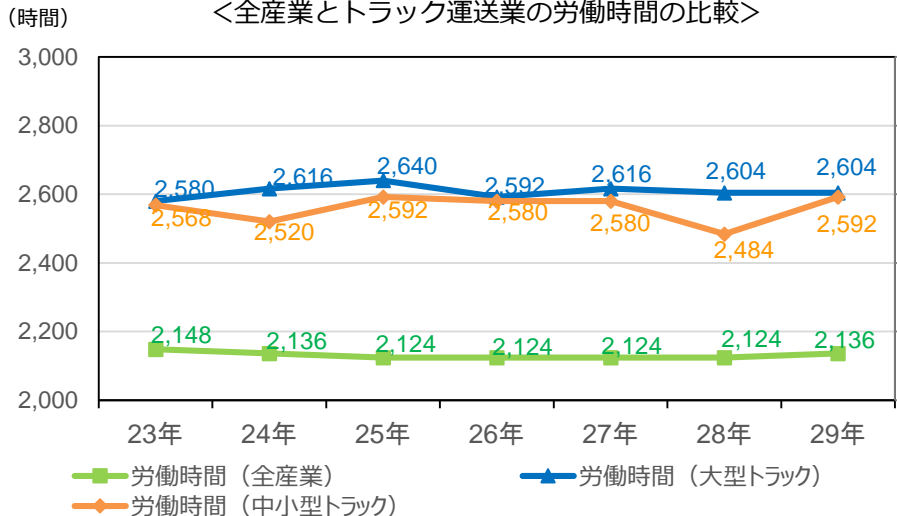
＜トラック運転者と全職業の有効求人倍率の推移＞



(出典) 厚生労働省からの提供データを基に作成

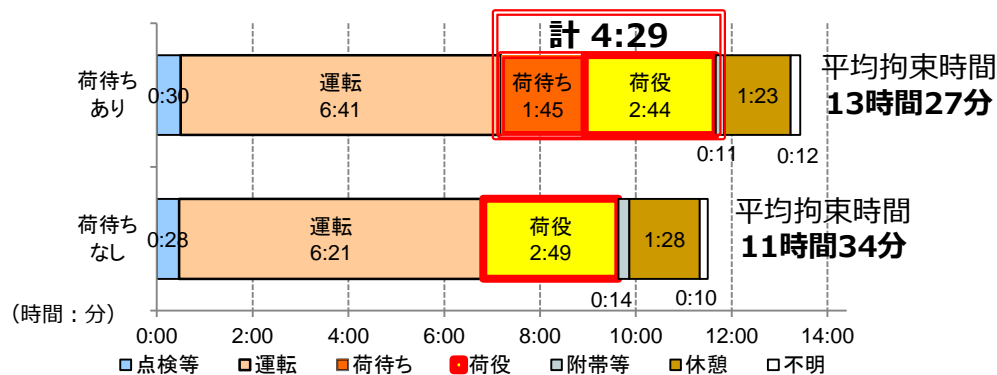
全産業平均より約2割長い

＜全産業とトラック運送業の労働時間の比較＞



荷待ちや荷役がトラック運転者の長時間労働の一因

＜一運行あたり拘束時間の内訳＞



(出典) 国土交通省・厚生労働省「トラック輸送状況の実態調査」(平成27年)より作成

⇒ **トラックドライバーについては、「働き方改革関連法」に基づき、令和6年度から時間外労働時間の上限規制（年間960時間。罰則付き）が適用される予定。**

- 現状のままでは、**ドライバー不足のさらなる深刻化が懸念**。

実際に現場で起きている事例

- **実際に現場で起きている事例**
 - ・ 30分で終わる荷卸しのために荷待ち時間が7時間10分、受領書をもらって退場するのに2時間半の待ち時間、計9時間40分の拘束時間が発生。
 - ・ 食品メーカー系物流会社において、長時間の拘束時間などを理由に委託先協力会社より**配送業務の撤退要請**。
- 既に、**運賃・料金「単価」の上昇、運送サービスを提供可能なトラック台数や日・時間帯等の縮小**が発生。
 - ・ 中国・九州地方の雑誌・書籍の発売日が従来より1日後ろ倒し
 - ・ 宮崎県において、関東・関西方面へ輸送する**農産品の集荷を1日前倒し**
 - ・ 一部の運送事業者では、日曜日の集荷・配達を中止
- 適切な対応を行わない場合、各企業にとっては、
 - ・ **入出荷のための物流の不安定化**
 - ・ **トータル物流コストや商品・原材料の仕入れ価格の上昇**
 - ・ **在庫の増加**
 - ・ **販売の機会損失の発生**等により、**経営に好ましくない影響**が生じる可能性。
- また、国民にとっては、**宅配便・引越が不便**になったり、**食品等の物量の減少や品揃え不足等の影響**が生じる可能性。

取引の適正化に向けた取組み

- ◆ **トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会（10月9日）**
 - ・荷待ち時間や附帯業務の「乗務記録」への記載を義務づけた**貨物自動車運送事業輸送安全規則**の改正や、**運賃・料金の明確化**を図った**標準運送約款**の改正等について周知
- ◆ **トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会**
 - ・10月18日現在、**全都道府県協議会**において約**5,000団体**（※）等に周知
※運送事業者：都道府県トラック協会、発着荷主：経済連合会、商工会議所、経営者協会 等
- ◆ **トラック運送事業「取引環境適正化」セミナー**
 - ・10月10日の東京での開催を皮切りに、**全国10ブロック**（※）で開催
※10月10日東京（開催済）、15日大阪（開催済）、16日名古屋（開催済）、25日札幌（開催済）、11月5日福岡（開催済）、11日広島（開催中）、18日香川、29日沖縄、12月10日新潟、13日仙台
※札幌開催までで**計343社が参加**、うち、**運送事業者が約4割**、**荷主が約6割**
 - ・10月10日の東京会場では、御法川国土交通副大臣が挨拶し、自動車局長から趣旨説明を実施
- ◆ **その他各団体等への説明会などの場を活用して周知実施**



※ 中央協議会の構成（抄）

- ・全ト協副会長
- ・経団連産業政策本部長
- ・連合総合政策局長
- ・日商産業政策第二部長
- ・学識経験者
- ・経産省・農水省など関係局長

- 真荷主に対して契約を書面化した者： **約80%**
- 改正後の標準約款に基づき運賃を設定した者： **約83%**
- 約款改正を踏まえ、真荷主との間で取引を見直した者： **約50%**
- 「ホワイト物流」に協力する旨の行動宣言をした荷主： **約600者**

11月頃に浸透状況の調査を実施予定

貨物自動車運送事業法の一部改正

⇒ トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、**議員立法により貨物自動車運送事業法の改正**が行われた。 【公布日：平成30年12月14日】

改正の概要

1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化

※ 「荷主」には元請事業者も含まれる。

- ① 荷主の配慮義務の新設
- ② **荷主勧告制度（既存）の強化（公表の追加）**
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

施行日： 1. 及び 2. 令和元年11月1日 3. 令和元年7月1日 4. 公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日